

紙類に係る新たな判断の基準等について（案）

1. 基本的な考え方について

（1）紙類の判断の基準等の検討に当たって

紙類の判断の基準等の検討に当たっては、第2回検討会において提示したとおり、引き続き古紙利用を極力推進していくことが最も重要な考え方であり、その基本的な考え方については、変更はない（下表参照）。

下表に掲げた紙類の判断の基準等の検討に当たっての基本的な考え方を踏まえ、新たな判断の基準等の検討を行うこととした。

紙類に係る新たな判断の基準等の検討に当たっての基本的な考え方

- 廃棄物の削減、資源の有効利用、森林資源への需要圧力の緩和による公益機能の維持等の観点から、紙類及び紙製品への古紙パルプの使用は極めて重要であり、引き続き古紙のグレードに応じた古紙利用の推進を図ること
- 紙はリサイクルを繰り返すことにより品質の低下を招くものの、一般的に3～5回程度のリサイクルが可能であり、品質低下の少ない紙のリサイクルを推進していく必要がある。ただし、紙全体のライフサイクルを勘案すると、紙の生産には一定量のバージンパルプの投入が必要であること
- バージンパルプの原料としては、資源の有効利用等の観点から、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の未利用資源により製造されたパルプの優先的使用の促進を図ること
- 将来的に持続可能な森林経営につながる概念として「環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ」を追加するとともに、一定量の利用を需要が逼迫している古紙パルプとの置き換え措置として認めることにより、森林資源の量的回復に努めるとともに、持続可能な森林経営に関わる要件の国際的な合意形成の推進を需要サイドからも支援すること

（2）環境物品等の適正かつ合理的な使用

今般の古紙偽装の発覚後、検討会、分科会、ヒアリング等の各場面において、検討会委員をはじめ、民間団体等からも強く求められたことは、調達量（＝使用量）そのものの削減、リデュースの推進である。すなわち、法第11条の規定のとおり、環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないようにすることが、最も重要な取組であるとの指摘である。

使用量の削減の観点から紙類の調達実績¹についてみると、例えば、コピー用紙は、国等の機関において大量に調達されており、紙類の特定調達品目 8 品目の年間の総調達量の 8 割程度を占めている。

平成 13 年度及び平成 14 年度に 8 万トンを大きく超えていた総調達量は、平成 15 年度以降着実に減少しており、平成 18 年度において 57,676 トンで、ピークであった平成 14 年度に比べ 31.9% の大幅な削減となっており、国等の機関が環境物品等の適正かつ合理的な使用に努めた成果²と考えられる。

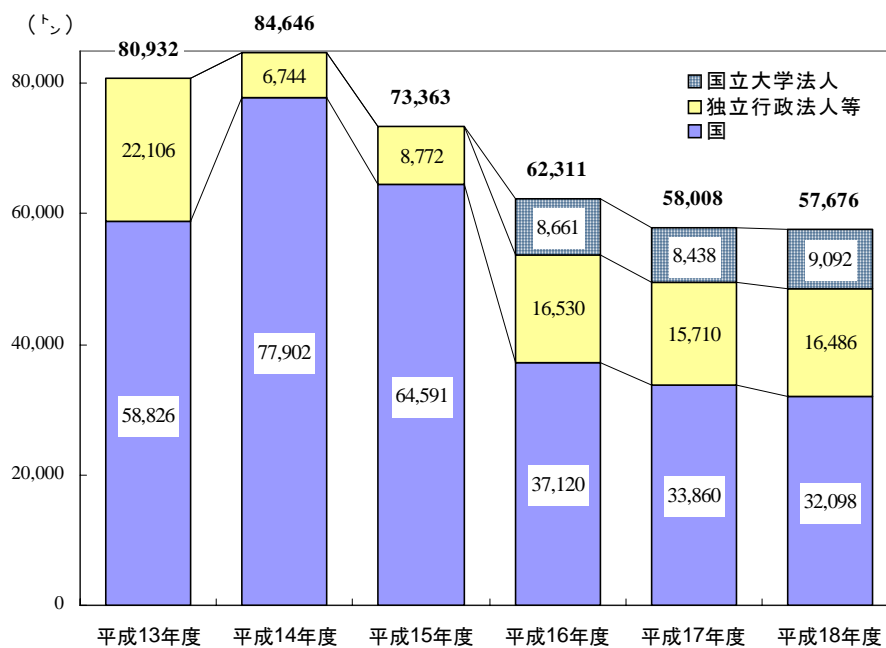


図 コピー用紙に係る総調達量の推移

国等の機関においては、引き続き調達総量の削減に努めるとともに、調達された環境物品等については長期使用や適正使用、分別廃棄等に留意し、期待される環境負荷低減効果が着実に発揮されるよう努める必要がある。

2. 紙類に係る新たな判断の基準の考え方について

紙類の判断の基準等の見直し案として、以下に示す 3 案について、検討会において議論していただきたい。

¹ 独立行政法人及び特殊法人については、統廃合の関係により経年データを単純に比較することはできない。また、国立大学法人等は平成 15 年度まで文部科学省との合算で集計を行っている

² 法第 8 条による調達実績の概要のとりまとめ・公表の義務付けが抑止効果として機能したことも、調達量 (= 使用量) の削減につながったものと考えられる

- ① 偽装発覚前の検討方針により対応する方式
- ② 裾切り方式を活用した入札制限を設ける方式
- ③ 資源利用に関する総合評価指標の導入する方式

なお、新たな3つの判断の基準案の詳細については、資料〇別紙を参照。

(1) 偽装発覚前の検討方針により対応

本案は、パブリックコメントによる意見募集結果を踏まえ、第3回検討会において提案した判断の基準等の見直し案である。この判断の基準等の見直しの前提は、日本製紙連合会の2010年の目標である古紙利用率62%が適切に達成されることである。したがって、製紙会社各社が当該目標の達成のために必要となる用紙の種類別の古紙利用率の内訳を明確に示す必要がある。また、目標の進捗状況を把握・点検するために、従来の環境物品等の市場シェアの確認に加え、古紙利用の総量及び内訳の調査を実施する。

このため、今後目標年度までの古紙利用状況を踏まえ、必要に応じ、判断の基準等を適切に見直し、古紙利用促進のために必要な改訂を行っていくこととする。

(2) 裾切り方式を活用した入札制限の設定

本案は、古紙パルプ配合率、白色度等の環境負荷に係る指標項目を点数制により評価し、一定の点数を下回る製品に入札制限を設ける方式³である。

指標項目としては、古紙パルプ配合率、白色度、坪量、塗工量に加え、環境に配慮されたパルプ（森林認証材、間伐材）の利用状況に応じて加点措置を講ずることとする。この方式の採用により、市場の製品は、大きく次の2つのグループに分かれるものと想定される。

- ① 高古紙パルプ配合率で低白色度
- ② 中程度の古紙パルプ配合率でその代わりに一定量環境に配慮されたパルプが配合

①のグループは、高古紙パルプ配合が可能な技術を有する事業者の製品が対象となり、古紙パルプの高配合技術により経済的なインセンティブも働くものと考えられる。②のグループは、一定程度のレベルの古紙パルプ配合率の製品を製造する事業者が対象となり、必要に応じて、環境に配慮されたパルプの配合が必要となる。

³ 特定調達物品等に該当しないため、当該品目の調達目標を100%に設定した場合は、事実上の入札制限となる

(3) 資源利用に関する総合評価指標の導入

本案は、資源の有効利用に関する総合評価指標を導入する方式である。指標項目は、森林保全の観点から古紙の利用状況、脱墨等の製造工程における環境負荷低減の観点から白色度、パルプ使用量の削減の観点から坪量、森林吸収源の確保の観点から森林認証材・間伐材の利用状況を取りあげた。なお、この他の指標項目として、古紙を配合することにより発生する塵に関する基準についても、今後検討を行う。

総合評価を行うためには、各指標項目の適切な評価とともに、各指標項目相互の重み付けについてさらなる検討を実施する必要があるが、本案を採用した場合は、各事業者が自らの技術力や経済性等を勘案し、最適な組み合わせによって環境負荷の低減を図る方向へインセンティブが働くことが期待される。

案 1. 偽装発覚前の検討方針による対応

- ▶ 古紙パルプ利用を引き続き推進しつつ、環境に配慮されたパルプを推進
- ▶ 古紙パルプ利用の拡大の明確化

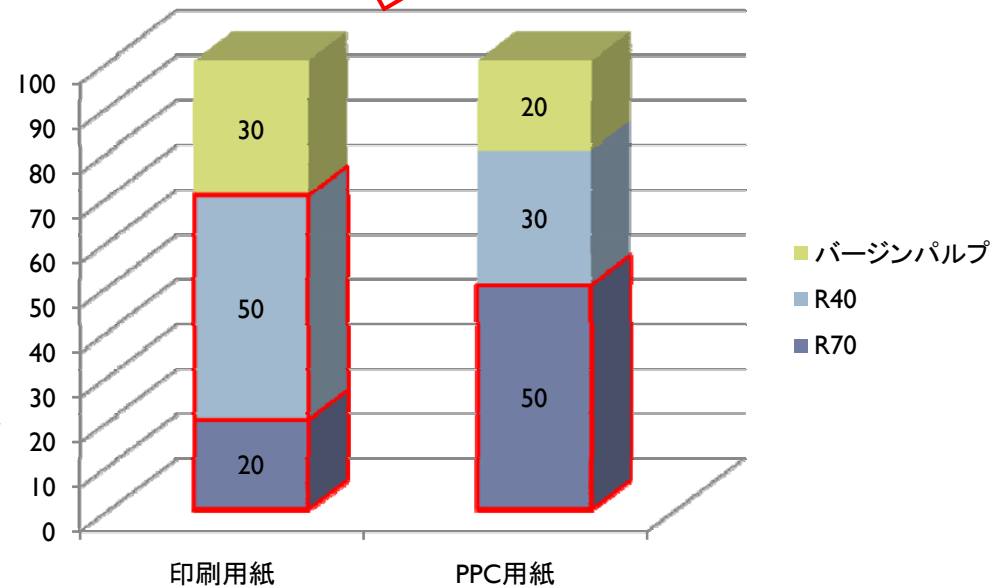
コピー用紙	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。</p> <p>②塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>③バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
-------	--

製紙各社に求める事項

	新利用率目標 と内訳	直近の 利用率
紙	42%	37%
新聞用紙	77%	75%
印刷情報用紙	35%	27%
(中質系)	63%	57%
(上質系)	23%	13%
包装用紙	11%	5%
衛生用紙	53%	53%
雑種紙	2%	2%
板紙	94%	92%
紙・板紙計	62%	60%

製紙業界としてどのような古紙パルプ配合率の製品構成で目標を達成するかについて、明確な方針の作成を求め、そのために必要な基準を構築するとともに、進捗状況を点検

例



右記のような業界としてのシェア目標を明確に設定させることが大前提

案2. 裾切り方式を活用した入札制限の設定

- ▶ 古紙パルプ配合率〇%、白色度〇%程度以下、坪量〇g/m²以下（カラーコピー・印刷除く）、塗工量〇g/m²以下を基準レベルに想定

→ただし、持続可能な森林経営の観点から環境に配慮されたパルプ（森林認証、間伐材）を配合している場合には、当該配合率を評価して加点することが可能

古紙パルプ配合率、白色度、坪量＋環境に配慮されたパルプ（森林認証、間伐材）配合率に相応の評価点を付与

→各評価項目に係る項目間ウェイトや配点は今後詳細を検討

例えば〇点以上を合格とする裾切り方式の導入

配点例（配点については別途詳細に検討）

評価項目例

【古紙パルプ配合率】

→森林保全

【白色度】

→製造工程における環境負荷の低減

【坪量】

→パルプ使用量削減による製造工程における環境負荷低減

【森林認証・間伐材】

→森林吸収源の確保

	配合率	配点
古紙パルプ配合率	100%	○
	90%	○
	80%	○
	70%	○
	白色度	配点
白色度	60%	○
	65%	○
	70%	○
	坪量	配点
坪量	60g/m ² 以下	○
	62g/m ² 以下	○
	64g/m ² 以下	○
	66g/m ² 以下	○
	配合率	加点
森林認証及び間伐材 (加点)	30%	○
	20%	○
	10%	○

案3. 資源利用に関する総合評価指標の導入

【判断の基準】

総合評価指標 \geq ○ (例)

総合評価指標 = f (古紙の利用状況, 白色度の状況, 坪量の程度,
森林認証パルプ(間伐材含む)の利用状況)

指標項目の評価ウェイトの例(要検討)

古紙の利用: 白色度: 坪量: 森林認証・間伐材の利用 = ○: ○: ○: ○程度

- | | | |
|---------------|---|---------------------|
| ■ 古紙の利用 | → | 森林保全 |
| ■ 白色度 | → | 製造工程の環境負荷低減 |
| ■ 坪量 | → | パルプ削減による製造工程の環境負荷低減 |
| ■ 森林認証・間伐材の利用 | → | 森林吸収源の確保 |